

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和元年度 第3回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和元年11月19日（火）
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
開催場所	千住庁舎 2階会議室
出席者	中村部会長、小宮委員、鈴木委員、吉田委員、佐藤委員、柳瀬委員
欠席者	田中委員、江黒委員、橋本委員、小杉委員、木村委員、小山委員
会議次第	1 次第 開会 2 議事 （1）障がい者の権利擁護という視点から成年後見制度をどう活用して、推進していくか ア 成年後見制度について イ 区の成年後見制度利用促進取組状況について ウ 知的障がい者の成年後見制度について エ 精神障がい者の成年後見制度について （2）今年度の振り返り （3）来年度に向けて 3 事務連絡
資 料	1 第3回権利擁護部会次第 2 足立区の成年後見制度利用促進取組状況について【資料1】 3 成年後見制度と障がい福祉課援護係との関わりについて【資料2】 4 成年後見制度（精神障がい）【資料3】 5 足立区／足立区社会福祉協議会「成年後見制度」冊子 6 国土交通省「トイレの利用に心のバリアフリーを！」チラシ 7 足立区「ユニバーサルデザイン講演会」チラシ 8 足立区「第39回障がい者アート展」チラシ 9 東京都「障害者差別解消シンポジウム」チラシ

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

1 開会

○進行：伊藤事務局員

○柳瀬委員

今回は成年後見制度について議論いただくと共に、本部会は今年度最後となるため、今年度のまとめとして来年度に向けた意見もいただければと思う。委員の皆様からはそれぞれの立場から忌憚ないご意見をいただきたい。いただいた意見は今後の障がい福祉施策に繋げていきたいと考えている。

○伊藤事務局員

資料の確認及び記録作成のための録音の了承を得る。

本日委員の欠席が多く、半数の出席となっている。今回は少人数の部会実施となっているため、まずは制度を理解し、その後区の取組みや障がい別の状況報告を聞いた上で、課題等について議論していただきたい。

2 議事

（1）障がい者の権利擁護という視点から成年後見制度をどう活用して推進していくのか

○中村部会長

事務局からの説明のとおりまずは成年後見制度について説明させていただき、その後、行政からの説明を受けて議論を進めていく。

成年後見制度については私から説明させていただく。各委員は成年後見制度についての程度理解されているか。

○吉田委員

以前、成年後見制度の研修を受けて、障がい者ご本人が利用するものだと思っていたが、親が利用するという事例が出た時に、なるほどなと思った。

○小宮委員

障がい者の他に認知症等の親を抱えた家族でも利用できて、家族の他に弁護士等が後見人になるという位の知識。

○中村部会長

権利擁護センターあだちでは、区民向けに出前講座を実施しており、その中に成年後見制度についての講座依頼もある。成年後見制度は判断能力が落ちた方の制度であるが、判断能力が落ちるといえるのはどういうことかについてもお話できればと思う。

成年後見制度を利用すると選挙権はどうなると思うか。

○小宮委員

あると思うが自分で会場に行ったり、選任することが難しいと思う。

○中村部会長

現在、選挙権はあるが、以前は成年後見制度利用者に選挙権がなかった。きっかけは2011年。知的障がい者の名児耶匠さんは計算が苦手だったため、父が金銭管理をしていた。選挙は父から各立候補者の政策を聞いて、毎回選挙に行くのを楽しみにしていた。将来のことを考え、成年後見制度を利用する方向となった。父は成年後見制度を利用するとなんとか選挙権がなくなると気づいていたが、背に腹は代えられないので、将来のことを考え、自分が後見人となった。

後見人就任後の選挙の際、選挙権がなくなったことを知った匠さんはとても悲しみ、その姿を見た父は本人の権利を侵害してしまったことを後悔した。父は弁護士に相談し、2011年2月に娘である匠さんを原告として、東京地方裁判所に提訴した。通常裁判は4～5年要するが、この裁判の判決はとても早く、2013年3月に「成年被後見人が選挙権を有しないという公職選挙法の規定は違憲である。」という勝訴判決が出た。それから成年後見制度を利用していても選挙ができることとなった。

後見人の役割は身上保護と金銭管理。配付資料のパンフレットを参照してほしい。

「成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度で、選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら本人に代わって手続き等を行うことで、財産を適正に管理する。」後見人は自分のためではなく、本人の立場に立って、残された判断能力を活かして意思決定を支援する。

成年後見制度は平成12年に始まった。平成12年は介護保険制度が始まった年でもある。それまでは行政がサービス利用を決定していたが、12年以降は措置から契約に変更となり、自身で必要なサービスを選択し、契約することとなった。判断能力が低下すると、契約行為が正しくできなくなる。契約行為とは、視聴契約、売買契約、運搬契約、医療契約、サービスの利用契約などたくさんの契約がある。判断能力が低下すると、正しく判断できなくなる、価値がわかるということが判断

能力があるということ。判断能力が低下すると、契約行為ができなくなるため、それを手伝えるために成年後見制度が始まった。

成年後見制度を利用する際には、本人の判断能力がどの程度かを判断する必要がある。成年後見制度の類型には、補助、保佐、後見がある。判断能力の程度は、パンフレットに記載のとおり補助は「大切な判断をするときは誰かに相談にのってもらいたい。」援助が必要な場合があるという程度、保佐は大切な判断をするときには、誰かに手伝ってもらいたい。」常に援助が必要な状態、後見は「大切なことをするときには、誰かに代わりに判断してもらいたい。」判断能力がほとんどない程度の3類型。この判断能力は医師が判断する。医師は精神科だけでなく、何科の医師でも良いが、専門外と断られる場合がある。歯科医は診断書を書けないと聞いたことがある。

成年後見制度の申込は家庭裁判所に申し立てを行う。申し立ては4親等以内の親族であれば可能である。本人も申し立ては可能であるが、本人に判断能力がなく、親族もいない場合は区長申し立てが可能となる。区長申し立ての所管は高齢福祉課になる。足立区では昨年度76件の区長申し立てがあり、年々増加の傾向にある。

後見人は誰でもなることができる。ただ、信頼して頼めるのは親族なので、制度開始当初、後見人の9割は親族だった。しかし平成25年に専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士が親族後見人の割合を上回った。この3士は東京都の家庭裁判所が認めた専門職の後見人となるが、地方によっては専門職の数に差があるため、別の専門職も後見人になることができる場合もある。

後見人業務に含まれないものは、家事援助、通院同行、買い物等で、後見人の業務はあくまでもマネジメントの部分。その他、医療同意についても行うことができない。本来医療同意とは本人しか行うことができない。後見人に家族と同じように医療同意が求められた場合は、「医療の専門家にお任せします。」等と回答することしかできず、同意書にサインもできない。また、身元保証人になる必要はない。親族が後見人で身元保証をする場合は、後見人の業務としてではなく、親族の立場として保証する。その他、後見人は被後見人が亡くなった時点で後見人ではなくなるため、死後事務についても後見人の業務には含まれない。ただ、被後見人に身寄りがなく、必要な死後事務を行う者がいない場合には、後見

人が手続き等を行わざるを得ないので、家庭裁判所も認めている部分である。また、後見人が入所、入院することを強要、決定することはできないが、提案、説得することはできる。

後見人は報酬を受け取ることができる。1年間の支援の内容や財産の動きを家庭裁判所に報告しなければならない。その際に家庭裁判所に対して報酬付与の申立てをし、家庭裁判所が報酬を決定する。大体月2万円位が相場。管理する金額が多い場合はもう少し高い報酬となる。家族が後見活動をした場合等申立てをしないこともできる。

申立て時、後見人の候補者を決める必要があるが、申立者が親族の場合、申立者と候補者が同一人物となる場合がある。ただ、後見人は家庭裁判所が決定するため、親族が候補者であっても、財産の金額等を考慮し専門職が後見人となる場合もある。この時に、親族が後見人になり、無償で後見活動をしようと思っていたが、報酬が発生する専門職が後見人と決定されたため、これを理由として申立てを取り下げることができないので、申立て前に注意が必要である。

申立てには手数料が1万円程度かかる。その中に診断書料も含まれるが、診断書の内容と本人の状態があまりに乖離している場合には、鑑定を必要とされる場合がある。この場合はさらに10万円程度費用かかる。

権利擁護センターでは申立ての支援もしているため、この辺りについてもしっかり伝えた上で支援をするようにしている。制度開始当初は高齢者が圧倒的に多かったが、現在では知的障がい者や精神障がい者が増えてきている。日本では7~8割が後見類型となっているが、制度の先進国では補助類型が一番多い。本来成年後見制度は本人の判断能力を最大限に活かして支援することが必要なので、補助類型が高い方がよいが、日本ではなかなかそのような状況にならず、世界から注目されている現状もある。

ここまでが成年後見制度の説明となるが、説明を踏まえて、今後区の促進事業の取組みや知的障がい者、精神障がい者の状況を聞いてもらい、議論していく。

ア 区の成年後見制度利用促進取組状況について

○高橋係長（高齢福祉課権利擁護推進係）

区の成年後見制度の利用促進に関する取組について説明する。（資料1）

平成12年から制度が開始され、平成25年度頃から制度の利用者が伸びない状況が続いていた。理由としては本人の意思決定支援が乏しいこと、後見人の担い手が専門職に偏り、親族の選任が少ないこと、後見人を支援する体制が未整備で不正や横領等の事件がマスメディアで取り上げられていることが考えられる。それを受けて国が平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行され、翌年平成29年に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定された。この計画は制度の利用者が制度のメリットを実感し、権利擁護支援が必要な人が早期に確実に相談支援窓口につながることを目的とするもの。全国の区市町村には成年後見制度の利用促進に対する計画の策定、体制の整備、審議会の設置が努力義務として課された。具体的には成年後見制度の利用周知を行うこと、相談窓口を設置すること、アセスメントをしっかり行い適切な支援を検討すること、親族と専門職どちらか適切な候補者を推薦すること、自治体として後見人等に対して支援すること等。これを踏まえて区には権利擁護支援の地域連携ネットワークを作ることと、その司令塔となる中核機関を設置することが求められている。

足立区は平成13年度から区長申立てを開始。審判請求を行う親族がいない場合の申立てをこれまで約450件行ってきた。

区民支援の部分では平成15年度から権利擁護センターあだちに成年後見制度支援事業を業務委託し、申立て支援、普及啓発事業、区民後見人養成事業等を実施している。権利擁護センターあだちは区の成年後見制度推進機関である。

近年の区長申立ての状況は平成29年度が57件、内訳としては高齢者52件、知的障がい者4件、精神障がい者1件。平成30年度は72件、内訳は高齢者68件、知的障がい者4件。高齢者の区長申立て理由としては虐待が多かったが近年では身寄りの無い単身高齢者が増えてきている。

区では区内横断的に連携を図り、制度の利用促進を図るため、成年後見制度(権利擁護)推進連絡会を年に6回実施し、利用促進事業や制度の効果的な周知先等を検討している。足立区は都内で唯一、成年後見制度審査会を条例設置しており、年に4回、区の成年後見制度の利用促進について審査を受けている。また、足立区では成年後見制度利用者に対して報酬費用や申立て費用の助成を行っている。

足立区の成年後見制度の利用者数は、1、

109人。類型別内訳は、後見人855人、保佐190人、補助49人、任意後見15人で圧倒的に後見人が多くなっている。23区の中では4番目に利用者が多い状況となっている。

後見人と被後見人の関係については、親族が24%、専門職が76%。親族後見人のメリットは、既に関係ができているため、被後見人のストレスが少ないこと。反対に専門職のメリットは後見業務等については専門的な知識があるため、業務内で困ることが少ない。ただ、専門職の後見人は選定されてから関係を築くこととなるため、信頼関係が親族と比べて薄く、報酬が発生するという部分がデメリットと感じられてしまうこともある。

また、足立区では区民後見人の養成を行っており、現在27名の区民後見人に登録してもらっている。都内は弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職が多い状況であるが、今後の利用者数を考えて、今後も区民後見人を養成していきたいと考えている。

令和3年度を目途に地域連携ネットワークを構築することを目標に掲げている。権利擁護支援が必要な区民が、早期に確実に適切な権利擁護支援につながるネットワークをつくりたいと考えている。併せて、地域連携ネットワークに中核機関を設置し、対象者区民にふさわしい支援チームを作ることも必要である。地域連携ネットワークには民生委員、金融機関、医療機関等、様々な方に入っただき、支援が必要な方を中核機関につなげ、成年後見制度が必要な方を確実に支援できるような仕組みを作りたい。

今年度新たに取り組んでいることに、親族後見人の支援がある。年6回程度、親族後見相談会を開催している。親族後見人は後見活動をする上で、困ったり悩んだ時には霞が関の家庭裁判所に問い合わせたり、行かなければならない現状がある。そこを、身近に区内で解消してもらいたいもの。地区の三士会(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)と意見交換会を重ねて実施に至り、協力のもと今年度2回開催した。

権利擁護部会の委員の皆様にはぜひ地域連携ネットワークに参加していただき、必要な方への支援の担い手となっていただければと考えている。

○中村部会長

高橋係長からの説明について意見はあるか。利用者1、109人は多いイメージか。

○鈴木委員
少ないイメージ。

○中村部会長
足立区の人口60万人に対して高齢化率が約24%と考えると1,109人は少ないと思う。6年位前は10人に1人が認知症と言われていた。今はもう少し割合が高い気がするが、それでも少ない。

○小宮委員
地域連携ネットワークは初めて聞いてなんとなくわかった。地域に密着したというところで民生委員が入っていると思う。前期高齢者より後期高齢者の人数が多くなっているという話も聞いたので、やはり1,109人は少ないと思う。本来は成年後見制度利用対象の方でも後見人というかたちでなく、家族が支援していることも多いと思う。

マスコミで後見人が不正、横領したというニュースもあると聞いてしまうと、利用に積極的になれないということもあると思う。

○中村部会長
あまり良い話ではないが、平成26年度の後見制度の被害総額は全国で56億7千万円。このニュースで成年後見制度のイメージが悪くなっているとも思う。

○佐藤委員
地域連携ネットワークについて、ピアサポーターとしてはどのようなことを求められるのか。

○高橋係長
当事者会として利用対象者がいた時、権利擁護支援が必要と思われた時には中核機関、行政窓口につなげていただくようなつなぎ手になっていただきたいと考えている。

イ 知的障がい者の成年後見制度について

○小川係長（障がい福祉課中部援護第一係）
知的障がい者の成年後見制度について説明する（資料2）。

障がい福祉課の援護係は区内に6係あり、身体障がいの方、知的障がいの方の援護の実施を担当している。そのため、成年後見制度という切り口で考えると対象者は知的障がい者となるが、中には身体障がいとの重複の方もいる。ここ最近成年後見制度に関する業務

が増えてきていると感じている。今年度は既に6件区長申立てを行っており、手続き中というケースもあるため、先ほど高橋係長から報告があった29年度、30年度の区長申立て件数の倍以上の件数になるのではないかと感じている。

最近の傾向として、親と本人の高齢化に伴う相談が増えてきている状況で、今後成年後見制度の利用が必要であると考えている方が多いと感じている。

また、障がい福祉課としての感覚では、相談は大きく二つに分かれている。一つは入所施設やグループホームの支援者からの相談である。キーパーソンだった方が亡くなったり、何かしらの理由で金銭管理ができなくなる場合、金銭管理をしていた施設での支援が難しくなった場合などがある。例えば、もともと知的障がいの施設に入所していて、金銭管理等を施設の方が行っていたが、疾患により身体障がいとの重複となり、施設の設備や職員体制等の関係から施設入所を継続することが難しくなった時に、身体障がいの施設への移行を検討したり、介護保険制度の利用を検討する必要が出てきて、成年後見制度が必要となる事例もある。このような事例が増えてきている印象がある。

二つ目は、在宅の方では親等が亡くなって支援する方もいない場合の相続の問題が出てきたり、親亡き後を考えて不安になったり、虐待でやむを得ない状況となり成年後見制度が必要となる場合がある。在宅の方には必ずしも重度のわけではなく、実際に今年度補助人が付いた方もいる。類型の中では判断能力が高いが、制度の理解が難しい方に対しての説明が難しい。

今後、知的障がい者の制度を促進するために障がい福祉課として考えていることとして、まず挙げられるのは、家族への理解促進に対する啓発方法の工夫が必要であることである。親が信頼しているのは、身近にいる支援員の方であり、困ったことがあった時に相談するのも支援員なので、支援員に成年後見制度を理解してもらい、必要な方に適切に案内してもらえるようにすることが必要だと考え、ここ数年は支援員向けに研修等の啓発事業を行っている。研修については小規模、ピンポイントで実施するようにしている。具体的に権利擁護の取組みとして意思決定支援と相談支援事業の充実があると考えている。権利擁護には積極的な権利擁護と狭義の権利擁護がある。狭義の権利擁護は権利侵害から守るとい

う権利擁護、積極的な権利擁護は自分の意見をいうという支援をする意思決定支援であると思っている。相談支援事業については、相談支援専門員に対しての成年後見制度の理解を促進することについても支援員と同じ位必要であると考えている。

○吉田委員

身近にいる支援員への理解について、施設の職員は責任問題等があり金銭管理や成年後見は手が出しにくい。ただ、施設の職員が制度をしっかりと理解することで、相談の中でアドバイス位はできるなと思った。施設の中でも制度の理解に取り組んでいきたい。

○中村部会長

職員に対しての出前講座も実施しているので、何かあれば権利擁護センターに相談いただければ協力する。

日本には意思決定支援に関する法律はないが、イギリスは意思決定支援に関する法律があり、例えば知的障がい重度の方で、虫歯で歯がボロボロの方がいた時に、日本であればすぐに歯科受診を進めるが、イギリスではなぜ治療が必要で治療をするとどうなるかを説明する方がいて、納得していただいた上で治療を勧めるというくらい意思決定を大切にしている。

○佐藤委員

相談支援事業の充実について、ピアサポーターとして相談支援事業を担っている方に対して、精神障がいの理解のための勉強会に参加することがある。地域連携ネットワークの中でも相談支援事業等を活用していくことも大切であると思った。

○小宮委員

成年後見制度を普及するためには、どう理解してもらっているかがわかることが大事で、そのためには個別で啓発した方が浸透していくと思う。成年後見制度を勧めて良いかどうかの判断も難しいと思うので、ピンポイントや少数で制度を知る機会を作るとしても大切だと思う。どうしても何も判断できない方のための制度というイメージが強く、本来はその前のある程度は自分でも判断できる方でも利用できる制度であるという認識が不足していると思うので、支援する側が制度をしっかりと理解することがとても大切だと思う。

ウ 精神障がい者の成年後見制度について

○上原事務局員

精神障がい者の成年後見制度について説明する（資料3）。

対象は精神障がい者だが、身体障がいや知的障がいとの重複の方もいる。精神障がい者特有の傾向として、病状によって状態が容易に変化するため、医療優先での対応となり、治療が順調に進めば、自分で判断でき、成年後見制度が必要なくなる場合も多い。そのため、制度利用の必要性の判断や、申立てのタイミングの判断が難しい。中には薬が効かずに医療を受けていても妄想にとらわれ、暴力的になってしまう方もいて、成年後見制度利用後も他の課題が継続してチームでの支援が不可欠となる方もいる。

また、本来入院は必要最低限にするべきではあるが、中には退院が難しく、長期入院となっており、入院中に判断能力が低下したり、家族が亡くなったり、高齢化してくるにより成年後見制度の利用が必要となる場合もある。この場合は保健センターでの把握が難しく、病院からの連絡に頼らざるを得ないという課題もある。

精神障がいに関する成年後見制度促進の取組みとしては、精神担当保健師と精神保健福祉士に対する研修、保健師会での中堅保健師への研修、就労継続支援6事業所を運営する社会福祉法人の職員に対する研修を実施している。知的障がいと同じく、精神障がいも必要な方への適切な案内等ができるよう、身近な支援者向けの研修を実施している。

○中村部会長

精神障がいの申立て件数も年々増えてきている。知的も精神もまずは支援者への理解促進が必要という報告だった。

行政説明に対して意見等はあるか。

○鈴木委員

支援員に理解を促すということについては、父母の会で10年前に行ったアンケートを今回改めてとったところ、相談する相手が家族同士から支援員に変わっていた。親は情報を取り入れるより、日々の生活でいっぱいいっぱい、制度を勉強する余裕がない。相談した相手から必要な情報を教えてもらえると助かる。

○小川係長

10年近く成年後見制度の理解のために研

修等を実施しているが、家族が相談する先は支援員だということにやっと気づいた。自分も支援員をしていた時に連絡帳等を通じてたくさん相談を受けていたので、これからは近くにいる支援員の方からご案内してもらえよう、啓発していきたいと考えている。

○小宮委員

身近にいる方は相談しやすいと思う。精神障がい特有の傾向のところで治療が進めば成年後見制度の利用が必要なくなるというのは、具体的にどのようなものか。

○上原事務局員

一見、自分で判断できないと思われても治療を進めていくなかで成年後見制度が必要なくなる方もいる。症状が固定するわけではないので、申立てするタイミングの判断が難しい。

○吉田委員

高次脳機能障がいの方も精神障がいに含まれるという理解でよいか。

○上原事務局員

高次脳の方と発達の方は精神障がいの方に含まれる。

○吉田委員

私が知っている高次脳機能障がいの方は年齢を重ねると精神症状が重くなるというイメージがある。事例を聞いてとても重いなと思った。家族がまだ若かったりすると思うが、どれくらい利用しているのか。

○上原事務局員

人数としては少ないが、精神の家族会としては高齢化している状況なので、家族の方には制度を知っていただきたいと考えている。

○中村部会長

権利擁護センターでも精神の家族会に成年後見制度の勉強会を実施したことがあるが、とても関心が高かった。

○佐藤委員

後見人となる家族の方はまずどのようなことを勉強するのか。

○中村部会長

まずは制度の概要を知っていただき、制度

の利用が必要かどうかを説明し、申立てに進む場合は、必要な手続きについて説明する。この制度を理解している人を身近に増やしていくことがまずは必要であると行政や権利擁護センターでは思っている。

○佐藤委員

親族後見人の場合で、遺産等法律的な困りごとが出てきた時には誰かに相談できるのか。

○中村部会長

ある一定部分の業務のみを専門家に事務委任することもできる。専門職の財産が大きい、遺産相続の関係の手続きがある方には弁護士がついたり、相続の問題、土地の処分などの手続きが必要な場合には司法書士がついたり、福祉サービスの利用ニーズが増えていきそうな方には社会福祉士がついたりする。

○鈴木委員

パンフレットの法定後見制度と任意後見制度の違いを教えてください。

○中村部会長

法定後見制度は家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を決めるが、任意後見制度は本人の判断能力がしっかりしている時に後見人を決めて任意後見契約を公証役場で結んでおく。契約を結んだ方は定期的に状況を確認して、判断能力が低下してきた時に家庭裁判所に対して任意後見監督人選任の申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから後見業務を開始する。報酬についても任意後見はフルオーダーとなるため、任意後見の契約の中で訪問回数や報酬を決めておき、その契約内容をしっかり行っているかを任意後見監督人が監督する。

(2) 今年度の振り返り

○中村部会長

1回目はろう者協会の加藤会長に来ていただき、ろう者の困りごとや行き違いなどについてお話していただいた。2回目は精神医療部会と合同開催で、障がい者が住宅を探す際の困りごとや区の取組み等について情報共有をおこなった。本日は成年後見制度について制度の内容や区の取組みを聞き意見交換を行った。今年度の議事内容を踏まえてご意見やそれぞれの立場として今後取組みたいことなどお話をいただきたい。

○鈴木委員

障がいの立場が違ふとわからないことが多いと思った。やはり成年後見制度について何回か話は聞いているが、難しくピンとこない。今日の話聞いて、少しわかったかなと思う。自分自身、息子のために勉強していきたいと思った。

○吉田委員

以前庁舎ホールでやった落語家の方が話された講演会を聞きにいったが、なかなか理解までいたれなかった。何度か聞いてやっとわかるのかなと思う。保護者の方も時期によって必要な時とそうでない時があると思うので、支援者として必要な時にアドバイスできるように勉強してかなければいけないなと思った。また、先日研修を受講した際に開始時間が押してしまったために司会の方がとても早口で説明していたが、その後話し始めた聴覚障がい者団体の方はあまりその辺りは気にせず、決められた原稿のまま話始められたので、先日加藤会長がお話されていた行き違いはこういうことだなと思った。障がいによって困りごとが違うということがこの部会で良くわかり、興味深く参加させてもらった。

○小宮委員

障がい者部会として参加させてもらい、部会の中でも様々な施設等に見学に行かせてもらった。成年後見制度についても部会の中で勉強して、少し頭の片隅に勉強したことが残っていたのでよかったと思った。成年後見制度を利用することの大切さはあまり良くわかっていなかったし、高齢者のための制度だと思っていたが、障がい者にとっても必要な制度だということがよくわかった。

○佐藤委員

精神のピアサポーターとして皆さんに精神障がいや障がい者の様々なことを理解してもらえてありがたいと思う。成年後見制度についてもピアサポーターとしてもっと勉強して、まわりの必要な方へ窓口を案内するなど、パイプ役になれるようにしていきたいと思った。

○中村部会長

成年後見制度については1回聞いてわかるような制度ではないと思うので、何回でも聞いて、わからないことがあればその都度行政や権利擁護センターに聞いてもらえればと思う。

(3) 来年度に向けて

○中村部会長

来年度の権利擁護部会は2回を予定している。取り上げてほしいテーマ等があればご意見いただきたい。今年度精神医療部会と合同開催したことはよかったかと思うが、何かご意見があればいただきたい。

○佐藤委員

精神の病気を理解するのは難しいと思うし、関わり方も難しいと思うので、そのあたりを取り上げてもらえると思う。

○吉田委員

人数が少なかったなので、今回はとても話しやすい雰囲気だった。あまりがちがちな雰囲気ではなく、今日のような雰囲気でもやると発言しやすいと思う。

○鈴木委員

権利擁護と言われると難しく考えてしまうが、同じ障がいでも理解できないことが多いので、佐藤委員のお話のように、身体障がい者が困っていること、医療的ケアのある方が困っていることなど、それぞれの障がい者が困っていること等の共有ができるとういと思う。

○小宮委員

障がい全般について勉強できてとても参考になった。障がい者との接し方がわからず、どうコミュニケーションとったら良いかわからないから怖いという方もいると思う。少しでも知っていれば怖いと思うことはないのかなと思うので、障がいに対する理解が進めば接し方も変わって来るのかなと思う。

○中村部会長

皆さんからの意見を参考に来年度の権利擁護部会の進め方については事務局の方で検討をお願いしたい。これで議事は終了する。

3 事務連絡

○伊藤事務局員

以下のチラシについて情報提供。

- ・国土交通省「トイレの利用に心のバリアフリーを！」チラシ
- ・足立区「ユニバーサルデザイン講演会」チラシ
- ・足立区「第39回障がい者アート展」チ

ラシ

- ・東京都「障害者差別解消シンポジウム」
チラシ

今年度の権利擁護部会は本日が最後となる。
2月3日に自立支援協議会の本会議が行われ、
そこで権利擁護部会の報告書を提出する。報
告書については事務局と部会長で作成し、委
員に確認していただくことについて了承を得
る。また、本日の議事録についても合わせて
作成し、委員に確認していただく。